

「五所川原市住生活基本計画(案)」についての意見募集結果について

「五所川原市住生活基本計画(案)」策定にあたっての意見募集に対し、ご意見をいただき、誠に、ありがとうございました。

いただいた意見の概要とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

1 意見募集期間

平成23年1月14日から平成23年2月14日まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、建設部建築住宅課、行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵便、FAX、電子メールのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の住所・氏名（法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先、代表者名）の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から延べ1件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
				1件	1件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次のとおりです。

○その他

提出された意見	市の考え方
<p>国、地方公共団体の各々の責務を当計画においても明確にすべきであり、計画案に記載された施策について、国、当市のいずれが主体になるのか明確にすべきです。</p> <p>市民の「居住に関する権利」について、住生活基本計画において、明確に位置づけるべきですので、居住に関する権利については、私法上の権利も含め、その内容も具体的に施策として、当市が明確なコンセンサスを市民に明示すべきではなかったでしょうか。</p>	<p>五所川原市住生活基本計画は、社会的潮流の変化や国、県の住生活基本計画を踏まえ、合併後、新たな五所川原市の住宅事情における課題に対応し、市民一人ひとりにとって安心して真に快適さを実感できる住生活を実現するための住宅施策の基本的な方向として、居住特性、住宅事情、公営住宅等の状況、住まいに関する住宅意識等を把握し、上位関連計画と調和を図りながら、課題解決に向けた基本理念・目標を定め、様々な住宅施策を計画的、総合的に推進するための基本的方向性を示すよう策定しております。市が果たすべき役割として住宅施策目標を5つ掲げましたが、いずれも市が主体となり推進していくこととしております。</p>

今回いただきました貴重なご意見等を参考にさせていただき、計画に基づき関係機関と連携を図りながら、市民・事業者・市が協働して取り組んでまいります。

担当	五所川原市建設部建築住宅課
電話	0173-35-2111(内線2660)
FAX	0173-35-3617